

徳島県警察本部訓令第18号

探偵業の業務の適正化に関する法律の事務取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成19年5月31日

徳島県警察本部長 栗生 俊一

探偵業の業務の適正化に関する法律の事務取扱いに関する訓令

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 探偵業の届出（第3条—第9条）

第3章 監督（第10条—第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「府令」という。）に規定する探偵業に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（基本的事務の取扱い）

第2条 この訓令に定めるもののほか、探偵業に関する事務の処理に係る基本的な取扱いについては、生活安全警察における許可等事務基本処理要領の制定について（平成22年5月17日徳生企第342号。以下「基本通達」という。）に定めるところによる。

第2章 探偵業の届出

（開始の届出）

第3条 署長は、府令第2条第1項に規定する探偵業開始届出書（以下「開始届出書」という。）を受理したときは、生活安全企画課長にその旨を電話により速報するとともに、当該開始届出書（添付書類を除く。）の写しをファクシミリ装置等により送付するものとする。

2 生活安全企画課長は、前項の速報を受けたときは、探偵業開始届出確認番号簿（別記様式第1号。以下「届出確認番号簿」という。）により探偵業の届出を受理したことを確認する番号（以下「届出確認番号」という。）を指定し、速やかに当該署長にその番号を連絡するものとする。この場合において、その連絡を受けた署長は、基本通達第3の1の申請等受理状況等審査管理簿（以下「審査管理簿」という。）の「許可等番号」欄に当該届出確認番号を記載するものとする。

3 署長は、前2項の処理が終了したときは、探偵業届出書等送付書（別記様式

第2号。以下「届出書等送付書」という。)に、当該開始届出書及びその添付書類のそれぞれの写しを添えて生活安全企画課長に送付するものとする。

(探偵業届出証明書の交付)

第4条 生活安全企画課長は、前条第1項の開始届出書の写しの送付を受けたときは、速やかに府令第4条第1項に規定する探偵業届出証明書(以下「届出証明書」という。)を作成し、当該署長に送付するものとする。

2 署長は、前項の届出証明書の送付を受けたときは、速やかにその交付を行うものとする。この場合において、届出証明書の交付を行う際には、探偵業届出証明書交付受領書(別記様式第3号)を徴するものとする。

(廃止の届出)

第5条 署長は、府令第3条第1項に規定する探偵業廃止届出書を受理したときは、届出書等送付書に当該探偵業廃止届出書及び返納された届出証明書のそれぞれの写しを添えて、速やかに生活安全企画課長に送付するものとする。

(変更の届出等)

第6条 署長は、府令第3条第1項に規定する探偵業変更届出書(以下「変更届出書」という。)を受理したときは、生活安全企画課長にその旨を電話により速報するとともに、当該変更届出書(添付書類を除く。)の写しをファクシミリ装置等により送付するものとする。

2 生活安全企画課長は、前項の速報を受けたときは、届出確認番号簿により届出確認番号を指定し、速やかに当該署長にその番号を連絡するものとする。この場合において、その連絡を受けた署長は、審査管理簿の「許可等番号」欄に当該届出確認番号を記載するものとする。

3 署長は、第1項で受理した変更届出書及びその添付書類のそれぞれの写しを届出書等送付書に添えて、生活安全企画課長に送付するものとする。

4 第4条の規定は、変更の届出に係る届出証明書の交付について準用する。この場合において、同条第1項中「前条第1項の開始届出書」とあるのは「第6条第1項の変更届出書」と読み替えるものとする。

(探偵業届出証明書の再交付)

第7条 署長は、府令第4条第2項に規定する探偵業届出証明書再交付申請書(以下「再交付申請書」という。)を受理したときは、届出書等送付書に当該再交付申請書の写しを添えて、速やかに生活安全企画課長に送付するものとする。

2 第4条の規定は、届出証明書の再交付について準用する。この場合において、同条第1項中「前条第1項の開始届出書」とあるのは「第7条第1項の再交付申請書」と読み替えるものとする。

(探偵業届出証明書の返納の受理)

第8条 署長は、府令第4条第3項及び第4項の規定による届出証明書の返納を

受けたときは、その返納を行う者から探偵業届出証明書返納届出書（別記様式第4号。以下「返納届出書」という。）の提出を求めるものとする。

- 2 署長は、前項の返納届出書を受理したときは、届出書等送付書に当該返納届出書及び返納された届出証明書のそれぞれの写しを添えて、速やかに生活安全企画課長に送付するものとする。

（探偵業届出台帳の作成等）

第9条 開始届出書を受理した署長は、届出証明書を交付する際に探偵業届出台帳（別記様式第5号）を2部作成し、1部は署において管理し、1部は生活安全企画課長に送付するものとする

- 2 生活安全企画課長及び署長（以下「署長等」という。）は、探偵業登録台帳に記載する事項に変更等があったときは、その都度必要事項を記載するものとする。

- 3 探偵業届出台帳は、書面による管理に代えて電磁的記録による管理ができるものとする。この場合において、探偵業届出台帳は適宜の様式によることができるものとする。

第4章 監督

（報告等の徴収）

第10条 署長等は、法第13条第1項に規定する報告又は資料の提出（以下「報告等」という。）を求めるときは、原則として報告等提出要求書（別記様式第6号）により行うものとする。

- 2 署長等は、探偵業者から提出を受けた報告等に、返還を要する資料があるときは、預り書（別記様式第7号）を交付するものとする。
- 3 署長等は、前項の資料について、可能な限り速やかに返還するものとし、これを返還する際には、受取書（別記様式第8号）と引き換えに行うものとする。
- 4 署長等は、報告等の提出を求めようとする探偵業者の営業所の所在地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、事前に生活安全企画課長を経由して本部長に報告するものとする。

（立入検査）

第11条 法第13条第1項に規定する立入検査を行う警察職員（以下「立入検査職員」という。）は、署長等の申請に基づき生活安全部長が指定するものとする。

- 2 立入検査職員は、立入検査を実施したときは、その実施結果を立入検査実施結果報告書（別記様式第9号）により署長等に報告するものとする。
- 3 前条第4項の規定は立入検査について準用する。この場合において、同項中「報告等の提出を求めようとする」とあるのは「営業所に立ち入る」と読み替えるものとする。
- 4 生活安全部長は、署長等が行うもののほか、特に必要があると認めるときは、

署長等に立入検査の実施を指示することができる。

(指示)

第12条 署長は、法第14条に規定する指示を行う必要があると認めるときは、指示処分上申書（別記様式第10号）に疎明資料を添えて、生活安全企画課長を経由して生活安全部長に上申するものとする。

2 生活安全企画課長は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第20条に規定する弁明通知書を交付するときは、当該上申に係る署長を経由して行うことができる。

3 生活安全企画課長は、生活安全部長が指示を行うことが相当と認めるときは、指示書（別記様式第11号）を作成し、当該上申に係る署長に送付するものとする。

4 署長は、前項の指示書の送付を受けたときは、速やかにこれを交付するものとする。この場合において、指示書を交付する際には、受領書（別記様式第12号）を徴するものとする。

5 署長は、指示書を交付した後には、指示事項の履行状況を確認して生活安全企画課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。

(営業の停止等)

第13条 署長は、法第15条に規定する営業の停止又は廃止（以下「営業の停止等」という。）の命令を行う必要があると認めるときは、生活安全警察関係の行政処分に関する訓令（昭和48年徳島県警察本部訓令第25号）第2条に規定する行政処分上申書に疎明資料を添えて、生活安全企画課長を経由して本部長に上申するものとする。

2 前条第2項の規定は、営業の停止等の処分について準用する。

3 生活安全企画課長は、公安委員会が営業の停止等の処分を行う決定をしたときは、当該処分の区分に応じ、生活安全警察関係の行政処分に関する規則（昭和48年徳島県公安委員会規則第12号）第3条に規定する行政処分決定通知書を作成して、当該上申に係る署長に送付するものとする。

4 署長は、前項の行政処分決定通知書の送付を受けたときは、速やかにこれを交付するとともに、その履行状況を確認し、生活安全企画課長を経由して本部長に報告するものとする。

5 前4項に定めるもののほか、営業の停止等の処分については、生活安全警察関係の行政処分に関する訓令に定めるところによるものとする。

(通報等)

第14条 生活安全企画課長は、探偵業者及び探偵業務に従事する者の法令違反行為を把握した場合において、当該探偵業者の営業所の所在地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあり、指示又は営業の停止の命令を行う必要があると

認めるときは、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、違反事実を通報しなければならない。

- 2 生活安全企画課長は、法第15条第2項の規定による営業の廃止の命令を行った場合において、当該探偵業者の営業所の所在地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にある場合には、当該公安委員会に処分の結果を連絡しなければならない。

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年10月15日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

徳 警 第 号
年 月 日

生活安全企画課長 殿

警 察 署 長

探 偵 業 届 出 書 等 送 付 書

届出者の 商号、名称 又は氏名	
住 所	
届出事項	<input type="checkbox"/> 開始の届出 <input type="checkbox"/> 廃止の届出 <input type="checkbox"/> 変更の届出 <input type="checkbox"/> 再交付申請 <input type="checkbox"/> 返納
参 考 事 項	

- 注1 届出事項欄は、該当する□にレ印を付すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

探偵業届出証明書交付受領書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

住所

氏名

年 月 日に探偵業届出証明書を確かに受領しました。

- 注1 受領者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第4号（第8条関係）

探偵業届出証明書返納届出書	
<p>探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則第4条第3項及び第4項の規定により、次のとおり探偵業届出証明書を返納します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>徳島県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>	
商号、名称又は氏名	
法人等の種別	1. 個人 2. 株式会社 3. 持分会社 4. 財団法人 5. 社団法人 9. その他
探偵業届出証明書番号	
営業所	名称
	所在地
返納事由	1. 第4条第3項 2. 第4条第4項
返納事由の発生日	年 月 日
探偵業届出証明書の交付を受けた者との関係	1. 探偵業開始届出者 2. 同居の親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族、養子縁組を基盤とする準血族） 3. 法定代理人 4. その他（ ）

- 注1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができる。
- 2 法人等の種別欄、返納事由欄及び探偵業届出証明書の交付を受けた者との関係欄は、該当する項目に○印を付すこと。
- 3 返納事由の発生日欄及び探偵業届出証明書の交付を受けた者との関係欄は、第4条第4項に係る届出の場合に記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第5号（第9条関係）

探偵業届出台帳（1面）

届出確認番号			
届出書交付年月日			
受理警察署			
届出年月日			
商号、名称又は氏名			
住所	電話（ ）		
法人等の種別	1. 個人 2. 株式会社 3. 持分会社 4. 財団法人 5. 社団法人 9. その他		
届出者が個人の場合	生年月日		性別
	本籍		
営業所	名称		
	所在地	電話（ ）	
	設置年月日		
	種別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所	
	公告又は宣伝をする場合に使用する名称		
変更履歴	-----		

行政処分歴	-----		

届出者が法人の場合（2面）

代表者	氏名			
	生年月日		性別	
	本籍			
	住所			
役員	役職	1 取締役又は執行役 2 監査役 3 業務を執行する社員 4 理事 5 監事 9 その他		
	氏名			
	生年月日		性別	
	本籍			
役員	住所			
	役職	1 取締役又は執行役 2 監査役 3 業務を執行する社員 4 理事 5 監事 9 その他		
	氏名			
	生年月日		性別	
役員	本籍			
	住所			
	役職	1 取締役又は執行役 2 監査役 3 業務を執行する社員 4 理事 5 監事 9 その他		
	氏名			
役員	生年月日		性別	
	本籍			
	住所			
	役職	1 取締役又は執行役 2 監査役 3 業務を執行する社員 4 理事 5 監事 9 その他		
役員	氏名			
	生年月日		性別	
	本籍			
	住所			
役員	役職	1 取締役又は執行役 2 監査役 3 業務を執行する社員 4 理事 5 監事 9 その他		
	氏名			
	生年月日		性別	
	本籍			
役員	住所			
	役職	1 取締役又は執行役 2 監査役 3 業務を執行する社員 4 理事 5 監事 9 その他		
	氏名			
	生年月日		性別	
役員	本籍			
	住所			
	役職	1 取締役又は執行役 2 監査役 3 業務を執行する社員 4 理事 5 監事 9 その他		
	氏名			
役員	生年月日		性別	
	本籍			
	住所			
	役職	1 取締役又は執行役 2 監査役 3 業務を執行する社員 4 理事 5 監事 9 その他		

第 号
年 月 日

報 告 等 提 出 要 求 書

殿

徳島県公安委員会

印

探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第1項の規定により、下記のとおり報告又は資料の提出を要求します。

記

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
営業所の所在地	
営業所の名称	
報告を求める事項又は提出を求める資料及びその理由	
報告又は提出の期限	年 月 日

注1 要求に対し、拒否したり虚偽の報告等をした場合は、処罰されることがあります。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。